

退院後支援に関する計画について

1. 概要

「退院後支援に関する計画」とは、法第 47 条に基づく相談支援業務の一環として、措置入院者等が退院後に社会復帰の促進及び自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な医療等の包括的な支援を適切かつ円滑に受けることができるよう、本人の同意を得た上で、必要な医療等の支援内容等を記載し作成するものである。

退院後支援に関する計画の作成にあたっては、原則として、退院後支援ケース会議を開催する。

項目	内容
作成主体	本人の帰住先の保健福祉事務所及び同センター、市保健所 ※ただし、退院後の帰住先が県域外となる場合には、以下のとおり。 ① 県内自治体は、本人から情報提供の同意を得て、帰住先予定の自治体に情報提供する。 ② 県外自治体は、精神保健福祉センターが、帰住先保健所設置自治体と共同で作成する。 ③ 帰住先不明の場合は、精神保健福祉センターが計画作成のために必要な準備調整を行う。
作成対象	ガイドライン 1 のとおり
内容	[計画の記載事項] 様式 6 を参照 [計画に基づく支援期間] ・退院後 6 ヶ月以内を基本とする。 ・設定した支援期間が満了した場合は、退院後支援に関する計画に基づく支援を終了する。 ・例外的に支援の延長を行うことは可能だが、その場合の延長は原則 1 回とし、退院後 1 年以内には本人が希望する地域生活への移行を図るよう努める。 [作成及び交付時期] 原則として入院中に作成し、速やかに本人に交付する。 [留意事項] ・計画の作成にあたっては、本人の病状や支援ニーズに応じた過不足のない支援を提供できるように留意する。 ・入院前に障害福祉サービスや介護保険サービス等を受けている場合には、各計画の内容との整合性を図る必要がある。 ・退院後支援計画の作成に時間を要していることなどを理由に措置入院を延長することのないよう、厳に留意する。
同意について	退院後支援に関する計画に基づく支援の必要性等について丁寧に説明し、本人から書面（様式 2）にて同意を得た上で行う。